

令和6年度

# 事業計画

社会福祉法人たちばな会

# 目 次

- I 社会福祉法人たちばな会事業計画
  - 1 事業の運営
  - 2 評議員会、理事会等の開催
  - 3 施設整備等
  - 4 地域、後援会との連携
  
- II 指定障害福祉サービス事業所たちばな授産所事業計画
  - 1 基本方針
  - 2 部門別重点事項
    - (1) 管理部門
    - (2) 日中活動支援部門
    - (3) 渉外部門
  - 3 支援内容及び年間計画
    - (1) 日常生活に関する支援
    - (2) 生産活動に関する支援
    - (3) スポーツに関する支援
    - (4) 保健、衛生に関する支援
    - (5) 安全、防災に関する支援
  - 4 令和6年度年間計画表
  
- III 指定障害福祉サービス事業所サンステップ事業計画
  - 1 基本方針
  - 2 部門別重点事項
    - (1) 管理部門
    - (2) 日中活動支援部門
    - (3) 渉外部門
  - 3 支援内容及び年間計画
    - (1) 日常生活に関する支援
    - (2) 生産活動に関する支援
    - (3) スポーツに関する支援
    - (4) 保健、衛生に関する支援
    - (5) 安全、防災に関する支援
    - (6) 一般就労に関する支援
  - 4 令和6年度年間計画表
  
- IV 指定障害福祉サービス事業所すだち事業計画
  - 1 基本方針
  - 2 支援体制
  - 3 具体的目標
  - 4 共同生活住居「すだち」の日課及び行事
  - 5 共同生活住居「いぶき」の日課及び行事

## I 社会福祉法人たちばな会事業計画

### 1 事業の運営

個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、以下の障害福祉サービス事業所を運営する。

- (1) 指定障害福祉サービス事業所（多機能型）たちばな授産所
  - ア 生活介護事業
  - イ 就労継続支援事業B型
- (2) 指定障害福祉サービス事業所 サンステップ
  - ア 就労継続支援事業B型
- (3) 指定障害福祉サービス事業所（共同生活援助）すだち
  - ア 共同生活住居すだち
  - イ 共同生活住居いぶき

### 2 評議員会、理事会等の開催

- (1) 定時評議員会（6月）

計算書類及び財産目録の承認、社会福祉充実計画の承認、事業報告の内容の報告、その他

臨時（随時） 必要に応じ開催
- (2) 定例理事会
  - 第1回定例理事会（6月）

事業報告、計算書類及び財産目録の承認、定時評議員会の開催日時・議案等の決定、その他
  - 第2回定例理事会（11月）

事業中間報告、各会計中間報告、各会計の一次補正収支予算(案)の審議、その他
  - 第3回定例理事会（3月）

事業中間報告、各会計中間報告、各会計の二次補正収支予算(案)の審議、次年度の事業計画(案)及び各会計の当初収支予算(案)の審議、その他

臨時（随時） 必要に応じ開催
- (3) 監事監査（5月）

事業及び会計に係る内部監査

### 3 施設整備等

- (1) たちばな授産所の設備の修繕・更新、建替え用地の検討
- (2) サンステップの設備の修繕・更新
- (3) グループホームいぶきの設備の整備・更新

### 4 地域、後援会との連携

施設運営に対する理解・協力を得るために広報活動に努め、各種行事を通じて地域住民との連携を図り、後援会会員を確保することで経営安定に向けての協力体制を築く。

## II 指定障害福祉サービス事業所たちばな授産所事業計画

### 1 基本方針

利用者一人ひとりの人権を尊重しつつ、その人が持つ能力・特性に配慮して、作業、余暇、スポーツ等日中活動の各分野において充実したプログラムを提供し、地域生活を支援する。

職員の障害に関する知識や支援スキルの向上及び職員間の連携により、利用者の意思決定を大切にし、虐待防止体制を整備して利用者の権利擁護に努め、自然災害や感染症の発生時における事業継続に向けた計画等の策定により必要な対策を講じる。また、時間外勤務の削減や有給休暇の取得推進、ハラスメント禁止等就業環境の整備、更なる処遇改善等により職員にとっても働きやすい職場を目指す。

運営に関する情報開示を積極的に行い、事業所の活動を広報することで地域からの信頼を得るよう努める。

#### (1) 生活介護事業（定員 20 名）

障害支援区分が 3 以上で身体面、情緒面で支援が必要な利用者を対象とし、地域において自立した生活に必要と思われる生活リズム・習慣の確立、社会資源の利用、地域活動への参加、好ましい人間関係の形成のための支援を行う。生産活動では、段ボールのバリ取りや産業機器用部品の簡単な組立などの作業を行う。スペースタイム（ゆとりの時間）を利用して創作活動にも取り組む。

#### (2) 就労継続支援事業B型（定員 20 名）

一般就労は難しいものの、働くことに意欲を示す利用者を対象に積極的に生産活動に取り組み、働く生きがいを感じてもらおうとともに、地域において自立生活を可能にするために平均月額 30,000 円以上の工賃配分を目標とする。生産活動は、引き続き自動車用、産業機器用等の部品組立や段ボール組立等の下請け生産のほか、地域の福祉事業所と共同して優先調達による除草作業などの官公需にも取り組んでいく。また、取引企業の理解を得て、作業種目の入れ替えや作業単価の見直しを要請する一方、新たな取引企業の開拓により安定した作業量の確保に努める。

### 2 部門別重点事項

#### (1) 管理部門

ア 虐待防止や身体拘束の適正化の体制を整備し、職員に周知する。関連する研修を実施又は、外部研修に参加させ、利用者の権利擁護に対する職員の意識を高める。

イ 施設内の整理、整頓、清掃を励行し、利用者の安全かつ快適な活動環境を確保する。

ウ 自然災害や感染症の発生時における事業継続に向けた計画等を見直し、周知し、必要な研修・訓練を実施し、計画の見直しを行う。

エ 将来の方向性が見えるようキャリアパス制度を活用し、職員の育成、資質向上を図る。

オ 一人ひとりの責任や役割を理解してもらうために業務内容の見える化を図り、過重な負担とならないよう業務分担に気を配り、健康管理に努める。

カ 給与関係、勤怠管理、社会保険関係等に関わる手続きは、事務軽減のため電子化を推進する。

キ 諸物価高騰の折、各分野にわたって経費節減を図る。

#### (2) 日中活動支援部門

ア これまでの支援内容を検討し、提供するサービス内容の向上・充実に努める。

イ 定期的にケース会議を実施し、利用者の現状把握に努める。また、モニタリングにより利用者の希望と課題を明確にしたうえで、利用者本位の支援に努める。

- ウ 利用者や保護者等の意見を取り上げ、支援内容に反映させる。
- エ 作業指導や生活支援では、イラスト等を使って利用者にわかりやすい支援を心掛ける。
- オ 協力企業との信頼関係を維持しつつ、作業種目の入れ替えや作業単価の見直しを要請する一方、新たな企業開拓をし、受注拡大と工賃向上に努める。
- カ 生活の充実、情緒の安定を図るために、感染症予防対策をとりながら創作的活動、各種の行事を実施する。
- キ 健康管理、交通安全、安全作業の徹底を図る。

### (3) 渉外部門

- ア 援護の実施機関及びその他の関係機関との連携を密にし、各種団体との交流を図る。
- イ 事業所の運営やサービス内容等に関する情報開示を積極的に行う。
- ウ 特別支援学校、特別支援学級等の実習を積極的に受け入れる。
- エ 後援会、保護者会との連携を図り、協力関係の強化に努める。
- オ 充実した創作活動、余暇活動のためにボランティアを受け入れる。
- カ バックアップ施設として、共同生活住居「すだち」及び「いぶき」を支援する。

## 3 支援内容及び年間計画

### (1) 日常生活に関する支援

- ア アセスメントやモニタリングを通じて、利用者の能力・特性、障害の状況、家庭状況等を把握し、個別支援計画の作成、評価、修正を計画的に行い、日常生活が円滑に過ごせるよう支援する。
- イ 昼食は外注食か弁当持参かの選択としている。また、本人・家族の了解を得て、肥満傾向にある利用者については適量を、咀嚼障害のある利用者には刻み食を提供するほか、食前・食後の服薬管理を行って健康管理や事故防止に努める。
- ウ レクリエーション活動は計画的に行い、特に、生活介護においてはスペースタイムを利用し、壁面アートやリズム遊び、運動等の創作的活動を行う。
- エ 所生会活動、誕生会、新年会や慰労会をはじめとした行事等の企画運営については、利用者の自主性を重んじて行う。
- オ 地域生活を送るうえでの必要な知識とマナーを身につけさせる。

### (2) 生産活動に関する支援

- ア 利用者個々の経験、作業能力、人間関係、その時点での障害の状態、作業量等を検討して作業班を編成する。
- イ 定期的に作業能力と作業態度に関する評価を行い、工賃配分のための資料とするとともに利用者の支援目標にフィードバックする。
- ウ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を徹底し、清潔な作業環境の確保に努めるとともに、職員の検査工程についての関与を強め、不良品の発生防止と品質向上に努める。
- エ 作業工程を分析し、治工具の利用、手順の単純化により、誰でも作業に参加できるように努める。
- オ 優先調達推進法に伴う官公需を積極的に受注し、工賃向上と施設外就労に取り組む。
- カ 作業量を考慮し、牛乳パック等を再利用したポチ袋、絵手紙用ハガキを販売する。

### (3) スポーツに関する支援

- ア 利用者の障害の重度化、高齢化に伴う体力の低下傾向に対応するために体力づくりを計画的かつ継続的に実施する。
- イ 始業前のラジオ体操に加え、第1時限終了時に5分程度のストレッチ体操を実施する。
- ウ 週5日実施する30分間の体操は、体力や障害の程度に応じてジョギングやウォーキングを行う。雨天や冬期の外気温が低い時には、訓練棟を使い、楽しみながら体を動かすこ

とができる内容にする。

エ 野外スポーツは、森林公園等でハイキングを中心に定期的実施する。

オ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、今年度も浜北合同スポーツ交流会に参加する。

#### (4) 保健、衛生に関する支援

ア 清潔で健康的な生活を送るために身辺処理能力の向上に努め、基本的な衛生観念の習得を家庭と協力して行う。

イ 施設利用中の発熱、外傷、てんかん発作等に対しては、必要に応じて応急手当を行い、医療機関や家庭と連絡をとるなど適切な対応に努める。

ウ 毎月の体重測定（体脂肪の測定を含む。）や血圧測定、年1回実施の尿検査、血液検査及びX線検査により、自分の健康状態に関心を持たせ、病気の早期発見、予防に努める。また、慢性疾患や疾病の治療は、家庭と連絡をとりあって徹底する。

エ 嘱託医の検診は年3回（4月、8月、12月）実施する。

オ 浜松市歯科医師会の協力を得て、歯科検診を実施する。

カ 通院、服薬等の確認を行い、記録して管理する。

キ 保健、衛生に関する所内研修を利用者、保護者、職員を対象として、看護師及び関係機関の協力のもとに行う。

ク 肥満予防、体力の維持（高齢化に伴うものも含む。）、ストレスの解消等については、体育、レクリエーションなどで多面的に対処する。

ケ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症については、マスクの着用、日々のうがいや手洗いの励行と並行して手指消毒剤を使用する。また、毎朝の検温を実施し、室内換気や密集を避けることに留意する等予防に努める。

コ 新型コロナウイルス等の感染症については、年に1回以上、事業継続計画に基づいた訓練を実施し、内容を検証し、見直しを行う。

サ 春先の花粉症対策として、早めの受診とマスクや対応メガネの使用を呼びかける。

シ 夏場の日中活動時は、水分補給に十分な配慮を行い、熱中症予防に努める。

ス 「ナース便り」を発行し、常日頃から健康について関心を持ってもらう。

#### (5) 安全、防災に関する支援

ア 事業所内の整備を行い、安全で快適な作業環境の維持に努める。

イ 機械・工具についての正しい使用方法を指導するとともに、作業に集中させ、作業事故の防止と製品の品質の向上に努める。

ウ 治工具等の操作・点検及び整備については、必ず職員が行い、利用者には単独でふれさせないように努める。

エ 地震、火災及び大雨等を想定した避難訓練を毎月実施し、身の安全を第一に迅速な避難ができるように努める。

オ 予想される東南海地震をはじめ、火災、台風、異常出水等の災害については、防災規程に基づき、家庭との連絡を密にして発生時に最善の対応がとれるように努める。また、年1回以上、事業継続計画に基づいた訓練を実施し、内容を検証し、見直しを行う。

カ 交通安全教室を年2回（8月、12月）実施し、利用者の交通安全に対する意識を向上させ、交通事故防止に努めるとともに、登下所時における利用者の実態を把握し、指導が必要だと思われる利用者に対しては適宜対応する。

## 4 令和6年度年間計画表

（次 頁）



### Ⅲ 指定障害福祉サービス事業所サンステップ事業計画

#### 1 基本方針

利用者が、地域で健康的かつ意欲的に生活が送れるようその人の持つ能力・特性に配慮して、作業・余暇・体力づくり等充実した日中活動に係るサービスの提供を心掛ける。

昨年度、事業の再編により就労継続支援B型の定員増が認められたが、周知不足もあって定員に達していない現状なので、施設機能が十分発揮できるよう利用者確保に努め、これまでの作業活動に対する実績・評価を維持できるよう努める。

職員の障害に関する知識や支援スキルの向上及び職員間の連携により、利用者の意思決定を大切にし、虐待防止や身体拘束の適正化等の体制を整備して利用者の権利擁護に努め、自然災害や感染症の発生時における事業継続に向けた計画等の策定・周知により必要な対策を講じる。また、ハラスメント禁止等就業環境の整備、時間外勤務の削減や有給休暇の取得推進、更なる処遇改善等により職員にとって魅力のある働きやすい職場を目指す。

運営に関する情報開示を積極的に行い、事業所の活動を広報することで関係する機関及び地域からの信頼と理解・協力が得られるよう努める。

##### (1) 就労継続支援事業B型（定員 40 名）

一般就労は難しいものの、施設内での作業の経験や就労移行支援での訓練の結果、就労意欲がみられる利用者を対象に、個々に充実した地域生活を送れるよう支援する。

生産活動は、諸般の事情、特に賃金上昇や消費行動の伸び悩み等中小の企業にとっては先の見通しが立たない厳しい経済情勢の中ではあるが、これまで同様、自動車用、農機具用及びガス関連機器等の部品組立を中心に取り組み、利用者の自立した地域生活を可能にするために、またメリハリのきいた基本報酬の恩恵を享受するためにも、引き続き平均工賃月額 30,000 円以上を目標とする。新型コロナウイルス感染症は、5 類に移行したが新たな変異株の出現により流行が収束に向かっているという状況にはないので、実習や施設外就労等の実施が困難な状況にあるが、就労意欲の高い利用者には一般就労に向けた支援を行う。

#### 2 部門別重点事項

##### (1) 管理部門

ア 虐待防止や身体拘束の適正化等の体制を整備し、職員に周知する。関連する研修を実施し利用者の権利擁護や快適な職場作りに努める。

イ 施設内の整理、整頓、清掃を励行し、設備の更新や修繕を迅速に行って利用者の安全かつ快適な活動環境を確保する。

ウ 自然災害や感染症の発生時における事業継続に向けた計画等を見直し、周知し、研修や訓練の実施により明らかになった不備を改善する。

エ 将来の方向性が見えるようキャリアパス制度を活用し、職員の育成、資質向上を図る。

オ 一人ひとりの責任や役割を理解してもらうために業務内容の見える化を図り、過重な負担とならないよう業務分担に気を配り、健康管理に努める。

カ 給与関係、勤怠管理、社会保険関係等に関わる手続きは、事務軽減のため電子化を導入する。

キ 諸物価高騰の折、各分野にわたって経費節減を図る。

##### (2) 日中活動支援部門

ア これまでの支援内容を検討し、提供するサービス内容の向上・充実に努める。

イ 定期的にケース会議を実施し、利用者の現状把握に努める。また、モニタリングにより利用者の希望と課題を明確にしたうえで、利用者本位の支援に努める。

- ウ 利用者や保護者等の意見を取り上げ、支援内容に反映させる。
- エ 協力企業との信頼関係を基に、作業量の適性確保に努め、必要であれば作業工賃の見直しや作業種目の変更を求めていく。
- オ 健康管理、交通安全、安全作業の徹底を図る。

### (3) 渉外部門

- ア 援護の実施機関及びその他の関係機関との連携を密にし、各種団体との交流を図る。
- イ 事業所の運営やサービス内容等に関する情報開示を積極的に行う。
- ウ 特別支援学校、特別支援学級等の実習を積極的に受け入れる。
- エ 後援会、保護者会との連携を図り、協力関係の強化を図る。
- オ 充実した創作活動、余暇活動のためにボランティアを受け入れる。

## 3 支援内容及び年間計画

### (1) 日常生活に関する支援

- ア アセスメントやモニタリングを通じて、利用者の能力・特性、障害の状況、ニーズ、家庭環境等を的確に把握し、個別支援計画の作成、評価、修正を計画的に行う。
- イ 昼食は外注食か弁当持参かの選択としているが、本人・家族の了解を得て、肥満傾向にある利用者については適正量を、咀嚼障害のある利用者には刻み食を提供するほか、食前・食後の服薬管理を行って健康管理や事故防止に努める。
- ウ 所生会活動、誕生会、新年会や慰労会をはじめとした行事等の企画運営については、利用者の自主性を重んじて行う。
- エ 地域生活を送るうえでの必要な知識とマナーの習得を支援する。

### (2) 生産活動に関する支援

- ア 利用者個々の経験、作業能力、人間関係、障害の状態等を勘案して作業班を編成する。
- イ 定期的に作業能力と作業態度に関する評価を行い、工賃配分のための資料とするとともに利用者の支援目標にフィードバックする。
- ウ 材料、治工具類の保管場所を確保し、作業室の整理整頓に心掛ける。
- エ 始業前の打ち合わせでは、その日の作業内容及び利用者一人ひとりの担当する作業工程を指示し、納期の厳守や不良品の発生防止を徹底させる。
- オ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）に加えて、得意先の指示する4M（人・機械・材料・方法）変更管理基準に沿って、安定した品質のできる生産活動に心掛け、顧客が満足する製品作りに努める。

### (3) スポーツに関する支援

- ア 利用者の障害の重度化、高齢化に伴う体力の低下傾向に対応するために体力づくりを計画的かつ継続的に実施する。
- イ 始業前のラジオ体操や第1時限終了時に5分程度のストレッチ体操を実施する。
- ウ 週4日実施する30分間の体操は、体力や障害の程度に応じてジョギングやウォーキングを行う。雨天や冬期の外気温が低い時には、地域交流スペースを使って、ダンス等体を動かすことができる内容とする。
- エ 野外スポーツは、森林公園等でハイキングを中心に定期的に実施する。
- オ 新型コロナウイルス感染対策から開催が見送られていた浜北合同スポーツ交流会に参加する。

### (4) 保健、衛生に関する支援

- ア 清潔で健康的な生活を送るために身辺処理能力の向上に努め、基本的な衛生観念の習得を家庭と協力して行う。
- イ 施設利用中の発熱、外傷、てんかん発作等に対しては、必要に応じて応急手当を行い医

療機関や家庭と連絡をとるなど適切な対応に努める。

ウ 毎月の体重測定（体脂肪の測定を含む。）や血圧測定、年1回実施の尿検査、血液検査及びX線検査により、自分の健康状態に関心を持たせ、病気の早期発見、予防に努める。また、慢性疾患や疾病の治療は、家庭と連絡をとるなど適切な対応に努める。

エ 嘱託医の検診は、年3回（4月、8月、12月）実施する。

オ 浜松市歯科医師会の協力を得て、歯科検診を実施する。また、歯科衛生士ボランティアによるブラッシング指導を実施する。

カ 通院、服薬等の確認を行い、記録して管理する。

キ 保健、衛生に関する所内研修を利用者、保護者、職員を対象として、当法人の看護師及び関係機関の協力のもとに行う。

ク 肥満予防、体力の維持（高齢化に伴うものも含む。）、ストレスの解消等については、スポーツ、レクリエーション等で多面的に対処する。

ケ インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症については、マスクの着用、うがいや手洗い、手指の消毒の励行のほか、家庭の協力を得て検温を毎朝実施し、室内換気にも気を配って予防に努める。

コ 春先の花粉症対策として、早めの受診とマスクや対応メガネの使用を呼びかける。

サ 夏場の日中活動時は、水分補給に十分な配慮を行い、熱中症予防に努める。

#### （5）安全、防災に関する支援

ア 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）により、安全で快適な環境の維持に努める。

イ 機械・工具についての正しい使用方法を指導する。

ウ プレス機等の操作・点検及び整備については、必ず職員が行い、利用者には単独でふれさせないように努める。

エ 地震、火災、大雨等及び不審者の侵入を想定した避難訓練を毎月実施し、身の安全を第一に迅速な避難ができるように努める。

オ 予想される東南海地震をはじめ、火災、台風、大雨等の災害については、防災規程に基づき、家庭との連絡を密にして発生時に最善の対応がとれるように努める。

カ 交通安全教室を年2回（8月、12月）実施し、利用者の交通安全に対する意識の向上を図る。

#### （6）一般就労に関する支援

ア 本人や家族の希望を聞き、一般就労を目指す基礎として、基礎体力の向上やマナーの習得、基本的な挨拶、清潔な身なり等の習得を支援する。

イ 職場見学、職場実習等を通して就労に向けてのモチベーションを高める。

## 4 令和6年度年間計画表

（次 頁）

令和6年度 年間計画表 サンステップ(案)

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
1	水	1	土	1	土	1	月	1	木	1	日	1	火	1	金	1	日	1	水	1	土	1	土
2	火	2	木	2	日	2	火	2	金	2	土	2	水	2	土	2	月	2	木	2	日	2	日
3	水	3	金	3	月	3	水	3	土	3	火	3	木	3	日	3	火	3	金	3	月	3	月
4	木	4	土	4	火	4	木	4	日	4	水	4	金	4	月	4	水	4	土	4	火	4	火
5	金	5	日	5	水	5	金	5	月	5	木	5	土	5	火	5	木	5	日	5	水	5	水
6	土	6	月	6	木	6	土	6	火	6	金	6	日	6	土	6	金	6	月	6	土	6	土
7	日	7	火	7	金	7	日	7	水	7	土	7	月	7	日	7	土	7	火	7	日	7	日
8	月	8	水	8	土	8	火	8	木	8	日	8	火	8	金	8	日	8	水	8	土	8	土
9	火	9	木	9	日	9	火	9	金	9	土	9	水	9	土	9	月	9	木	9	日	9	日
10	水	10	金	10	月	10	水	10	土	10	火	10	木	10	日	10	火	10	金	10	月	10	月
11	木	11	土	11	火	11	木	11	日	11	水	11	金	11	月	11	水	11	土	11	日	11	日
12	金	12	日	12	水	12	金	12	月	12	木	12	土	12	火	12	木	12	日	12	火	12	水
13	土	13	月	13	木	13	土	13	火	13	金	13	日	13	土	13	金	13	月	13	火	13	土
14	日	14	火	14	金	14	日	14	水	14	土	14	月	14	日	14	土	14	火	14	日	14	金
15	月	15	水	15	土	15	火	15	木	15	日	15	火	15	金	15	日	15	水	15	土	15	土
16	火	16	木	16	日	16	火	16	金	16	土	16	水	16	土	16	月	16	木	16	日	16	日
17	水	17	金	17	月	17	水	17	土	17	日	17	木	17	日	17	火	17	金	17	月	17	月
18	木	18	土	18	火	18	木	18	日	18	水	18	金	18	月	18	水	18	土	18	火	18	火
19	金	19	日	19	水	19	金	19	月	19	土	19	土	19	火	19	木	19	日	19	水	19	水
20	土	20	月	20	火	20	土	20	日	20	金	20	日	20	土	20	金	20	月	20	木	20	木
21	日	21	火	21	金	21	日	21	水	21	土	21	月	21	日	21	土	21	火	21	金	21	金
22	月	22	水	22	土	22	火	22	木	22	日	22	火	22	金	22	日	22	水	22	土	22	土
23	火	23	木	23	日	23	火	23	金	23	土	23	水	23	土	23	月	23	木	23	日	23	日
24	水	24	金	24	月	24	水	24	土	24	日	24	木	24	日	24	火	24	金	24	月	24	月
25	木	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水	25	金	25	月	25	水	25	土	25	火	25	火
26	金	26	日	26	水	26	金	26	月	26	土	26	土	26	日	26	木	26	日	26	火	26	水
27	土	27	月	27	火	27	土	27	日	27	金	27	日	27	土	27	金	27	月	27	土	27	木
28	日	28	火	28	金	28	日	28	水	28	土	28	月	28	土	28	土	28	火	28	金	28	金
29	月	29	水	29	土	29	木	29	日	29	金	29	火	29	土	29	日	29	水	29	土	29	土
30	火	30	木	30	日	30	火	30	金	30	土	30	水	30	土	30	月	30	木	30	日	30	日
31	金	31	月	31	火	31	土	31	日	31	水	31	木	31	日	31	火	31	金	31	月	31	月
22(8)		21(10)		20(10)		23(8)		20(11)		21(9)		23(8)		21(9)		21(10)		20(11)		20(8)		21(10)	

(備考)

- ・ 嘔吐・下痢検査は、4月・8月・12月に実施(近藤りえ子医師)
- ・ 防災訓練は毎月実施
- ・ 工賃支給日は原則8日
- ・ 支援部会は毎週水曜日(16:30～)

(は休日です(112日))

- ・ 絵手紙教室は、13:30～15:00の予定なお、講師の都合により変更有(年4回)
- ・ 11月中旬、インフルエンザ予防接種

## IV 指定障害福祉サービス事業所すだち事業計画

### 1 基本方針

指定障害福祉サービス事業所すだちの運営規程第2条の運営方針に基づき、共同生活住居「すだち」、同「いぶき」の利用者が、地域において、共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

事業の実施に当たっては、運営が順調に進むよう利用者の確保に努めるとともに、地域との結びつきを重視し、他の障害福祉サービス事業者やその他福祉サービスまたは保健医療サービス提供者との密接な連携に努め、施設見学を実施する。

### 2 支援体制

世話人の確保に努め、利用者の自立した日常生活及び地域生活を支援する。

他の事業所の日課や支援内容等を学ぶために、世話人は関連する研修に参加する。

### 3 具体的目標

利用者が、以下に掲げる目標や課題に取り組みクリアしていくことで、自立した地域生活ができるよう支援を行う。

#### (1) 基本的生活習慣

一日の生活の中で、起床、着替え、洗面、排尿、排便、食事、入浴等の身辺処理が確実に実行でき、自立的な日課として習慣化することを目標とする。

#### (2) 職業生活

職場やバックアップ施設（たちばな授産所）との連絡を密にし、社会人としての自覚を促し、本人自身にとって満足する職業生活が送れるよう努力する。

#### (3) 社会生活

地域住民として職場、地域等の行事には積極的に参加する。

#### (4) 経済生活

年金や給料については計画的な使い方を考え、小遣い帳の記入、預金の入出金等についても自主的に行えるよう努力する。

#### (5) 健康管理

ア 毎日の規則正しい生活を習慣化する。

イ 新型コロナウイルス等の感染症に備え、マスクの着用、うがい手洗い、手指の消毒等を励行する。

ウ 共同生活住居内外の環境整備に留意し、各個人の持ち物の整理整頓を心掛ける。

エ 入浴、洗濯を励行し、身辺の清潔に心掛ける。

オ 栄養・嗜好のバランスを考え、健康を維持する食事をとるように心掛ける。

カ 病気、体の変調などの早期発見、早期治療を心掛ける。

#### (6) 交通安全と防災対策

ア 時間に余裕をもって決めた通勤経路を使い、交通事故防止に努める。

イ 共同生活住居の戸締まり、火気の点検等自主的に実施できるように努める。

ウ 共同生活住居の夜間火災避難訓練を実施する。

#### (7) 余暇利用

個人的興味の満足にとどまらず、地域住民との交流が可能な行事に参加するように努める。

#### (8) 自主活動とプライバシーの確保

共同住居内の生活全般について、利用者の積極的な参加により自主的に運営できるよう努

めることを基本とするが、そのために個人のプライバシーが侵害されることのないよう相互に留意する。

#### 4 共同生活住居「すだち」の日課及び行事

【日 課】		【行 事】			
	時 間	月	行 事	月	行 事
起床	6 : 0 0	4 月	開寮記念の日	11 月	施設防災訓練
朝食	6 : 1 5				
日 中 活 動		5 月	G. W	12 月	地域防災訓練 クリスマス会 年末休暇
夕食	1 8 : 3 0	7 月	七夕 お盆	1 月	年始休暇 新年会 鏡開き
入浴・団らん		8 月	夏休み 防災訓練	2 月	節分（豆まき）
就 寝	2 2 : 0 0	9 月	お月見	3 月	反省会

※誕生会を実施する。

#### 5 共同生活住居「いぶき」の日課及び行事

【日 課】		【行 事】			
	時 間	月	行 事	月	行 事
起床	6 : 0 0	4 月	開寮記念の日	11 月	施設防災訓練
朝食	6 : 1 5				
日 中 活 動		5 月	G. W	12 月	地域防災訓練 クリスマス会 年末休暇
夕食	1 8 : 3 0	7 月	七夕 お盆	1 月	年始休暇 新年会 鏡開き
入浴・団らん		8 月	夏休み 防災訓練	2 月	節分（豆まき）
就 寝	2 2 : 0 0	9 月		3 月	反省会

※誕生会を実施する。